

国内経済要録

大蔵省、特利自粛の徹底につき通牒

大蔵省は、去る7月25日の金融機関の業務運営に関する通牒（前月号参照）が発せられた後もなお特利預金および自粛レートを上回るレートによる直取引コールが跡を断たない現状にかんがみ、8月19日各金融団体に対して重ねて通牒を發し、これが自粛方を指示した。

大蔵省、金融懇談会および銀行懇談会の活用につき財務局長あて通牒

大蔵省は8月30日各地財務局長に対し通牒、29年引締當時設けられた全国ならびに都道府県金融懇談会および銀行懇談会の活動を強化するよう指示した。これは引締政策の進捗に伴って生ずべき諸問題を金融機関相互間の協調により解決を図ることを趣旨とするもので、当面の問題の一つとして特利問題をとり挙げるよう指示されている。

なお、全銀協は8月27日および9月2日傘下協会あて同様趣旨の通牒を發している。

全銀協、インターバンク再割引自粛に関し通牒

全銀協では短資会の申入れに基き、8月12日傘下協会に対し、先般のコールレートの自粛申合せはインターバンク取引をもその対象としている関係上、直取引コール、再割引についても上記申合せに準じて取扱うよう通牒した。

資金運用部買入れ市中保有債券（700億円）の売戻し方針決定

大蔵省では、31年末および32年2～3月の間に資金運用部の余裕金をもつて買入れた市中保有債券700億円を、次の通り売り戻すことを決定した。

10月8日	200億円
11月7日	300 "
11月14日	200 "

輸入担保率の一部改正

通産省は自動承認制適用品目のうち、とうもろこし、生ゴム、黄麻、鉛鉱石、錫鉱石など8品目の輸入担保率を、従来の25%現金から5%現金に引下げ、8月30日以降の輸入承認申請分から適用することとした。本措置は6月4日の担保率引上げの際すでに問題とされていた一部物資間のアンバランスを是正することを企図して実施されたもので、格別の緩和措置ではない。

外国為替引当貸付利率歩合の変更

本行は、海外諸国の金利水準の変動に即応して、外国為替引当貸付の利率歩合を次の通り改訂し、それぞれ下記日付以降に外国為替銀行が買取つた手形を引当とする貸付から実施した。

区	分	改訂前	8月14日以降	8月21日以降	8月28日以降
アメリカ合衆国	通貨表示分（日歩）	9厘	9厘5毛	1銭5毛	1銭
フランス共和国	通貨表示分（"）	1銭2厘		1銭4厘	
オランダ王国	通貨表示分（"）	1銭		1銭2厘	
連合王国	通貨表示分（"）	1銭5毛			1銭1厘

米ドル・ユーザンスおよび現地貸付金利の引上げ

外国為替銀行は、米国における銀行引受手形割引レート

の変動に伴い、米ドル・ユーザンスおよび現地貸付に適用する申合せ金利を、次のごとく数次にわたり改訂した。

区	分	改訂前	8月12日以降	8月15日以降	8月19日以降	8月30日以降
米ドル・ユーザンス	普通金利(年利)	5.875%	6.125%	6.25%	6.5%	6.375%
	サービスレート(")	5.625%	5.875%	6.0%	6.25%	6.125%
米ドル現地貸付	普通金利(")	5.75%	6.0%	6.125%	6.375%	
	サービスレート(")	5.5%	5.75%	5.875%	6.125%	

経済企画庁の経済見通しと政府の来年度経済運営の基本的態度決定

政府は8月30日の閣議で経済企画庁立案の「今後の経済の見通し」を了承するとともに、これに基き「来年度経済

運営の基本的態度」を決定した。その概要は次の通りである。

1. 経済企画庁の今後の経済の見通し

(イ) 最近の経済情勢……緊急総合施策の効果は在庫調整、卸売物価の急落の段階から生産調節の段階にまで進みつつあり、同時に輸入の急減から国際収支の一応の均衡達成を望みうるに至つた。

(ロ) 下期の見通し……引締基調に変化なき限り、設備投資は逐月低下し、年度間ではほぼ予定の線に落ち着き、生産は第2・四半期以降、年度平均では前年度比8%の上昇にとどまる可能性があり（経済成長率は5%弱）、卸売物価も年度末をまたず国際比価の割高を解消しうる見込みがある。この間金融は現在の極端な資金需給の不均衡がいくぶん是正されるにとどまろう。また国際収支は輸入の著減が見込まれるので、輸出が年度間28億ドルを突破すれば、本年度国際収支の実質赤字は4億ドル台にとどめうる見込である。

(ハ) 33年度の見通し……33年度の経済運営の第一義的目標は国際収支の改善になればならぬが、海外情勢から輸出の大幅増は困難であり、したがって輸入抑制に重点が置かれねばならないが、これによつて借款返済に要する黒字を生み出すとすれば経済成長をほとんど停滞せしめるほかはない。かかる困難はあるが、33年度としては国際収支は実質2億ドル程度の黒字を期待し、控え目ながら経済成長を図ることが望ましい。このためには国内需要の抑制により本年度比輸出は350百万ドル程度増、輸入は約3億ドルの削減を図る必要がある。この場合工業生産の上昇率は4%（経済成長率は3%）程度にとどまる見込みであるが、経済の調整過程はおおむね本年度末までに完了が予想されるので、33年度は所期のごとく輸出が伸びるならば経済は緩やかながら上昇過程をたどりうることとなる。しかし投資熱が完全に解消したわけではなく、消費も着実な伸びを示しているので、政府施策面で経済に刺激的な要因を与えるときは内需の増大を通

じて国際収支の悪化を招く危険がある。

2. 政府の33年度経済運営の基本的態度

(イ) 33年度には国際収支を大幅に改善し、経済の長期的発展の条件を整備することを第一義的目標とし、当面の経済発展は控えめとし着実な経済成長を図る。

(ロ) 各般の施策を輸出増大に集中し、物価面では国際的割高の是正、輸出商品価格の安定を図る。

(ハ) 中央、地方を通ずる財政規模は景気刺激要因とならないよう極力抑制し、財政支出、財政投融资の重点化、効率化を図る。

(ニ) 投資の適正化のために産業界および金融界の協力を求め、また消費の抑制と貯蓄増強について国民の理解と協力を求める。

(ホ) 雇用面および中小企業部門に過渡的に問題の生ずることも予想されるので、その対策に遺憾なきを期する。

33年度予算に関する基本構想決定

政府は9月10日の閣議において、さきに閣議決定をみた「昭和33年度経済運営の基本的態度」に基き、昭和33年度予算に関する基本構想を次の通り決定した。

(1) 財政の膨脹が景気に及ぼす刺激的影響を考え、32年度予算に比べ歳入に若干の伸びが見込まれる場合にも歳出の実質的増加は厳に抑制する。このため既定経費を徹底的に節減し、新規経費については最重点事項を厳選すると同時に、余裕財源は将来における景気調節のため棚上げする措置を講ずる。

(2) 財政投融资は、経済全体の投資活動と密接な関係をもつので、投資活動の適正化を図る見地から、その規模をおおむね昭和32年度の実行額の範囲内に抑制し、資金の効率化、重点化を徹底する。

なお財政投融资はその性格にかんがみ、将来における経済情勢の推移に応じて弾力的に運用する方針をとる。

(3) 地方財政についても、国の財政と同一の基調により極力その規模を抑制して、着実にその健全化を推進する。

【参考】

〔全国銀行貸出金利の動向〕

区分	貸出平均金利			金利別貸出構成比率				
	全国銀行	都市銀行	地方銀行	2銭未満	2銭0厘台	2銭1厘以上 2銭3厘未満	2銭3厘以上 2銭5厘未満	2銭5厘以上
31年12月	銭 2.260	銭 2.172	銭 2.360	8.89%	17.43%	22.82%	24.12%	26.74%
32年3月	2.252	2.169	2.344	8.75	19.11	22.67	23.84	25.63
4月	2.254	2.169	2.348	8.51	19.17	22.71	23.76	25.85
5月	2.269	2.187	2.359	8.35	15.66	24.65	23.36	27.98
6月	2.291	2.213	2.383	8.03	9.20	28.75	23.35	30.67
7月	2.311	2.237	2.397	7.88	3.89	31.72	23.47	33.26